

序章

障害女性と障害児

——彼らはどのように開発から取り残されているのか——

森 壮 也

はじめに——持続可能な開発目標と障害生計調査——

本書では、開発途上国の障害女性と障害児の貧困について、利用可能な統計データを用いた分析を行う。先行研究では、障害者の貧困や格差の問題が指摘されてきたが、統計的な分析に基づいた分析は少なく、指摘されている問題を実際のデータで検証することで、研究の間隙を埋めていく。なお、本書でいう「障害」は、国連障害者の権利条約でも用いられている「障害の社会モデル」(石川・長瀬 1999 ; 杉野 2007など)に沿った障害概念を用いる。すなわち、従来あったような障害を個人に起因させ、医学的な治療の対象とする医学モデルの立場とは異なり、「障害者の置かれている不利な状態の原因を、機能障害と社会的障壁の相互作用に求めたうえで、特に社会的障壁の問題性を強調する視点」(菊池・中川・川島 2015)で障害をみていく。

まず、統計的な分析に基づいた研究が求められる背景について、ここで少し説明を試みる。2015年9月、それまでの国際社会の開発目標であったミレニアム開発目標(MDGs)を引き継ぐかたちで、持続可能な開発目標(SDGs)が国連総会で150カ国以上の参加のもと採択された。MDGsと比較すると、SDGsにおいては障害者に関する言及が増えたといえる。

しかし、「障害と開発」の開発目標への導入という問題については、少し

時間を遡って考えてみたい。SDGsに15年先立つ2000年からのMDGsに関しては、その成立過程で障害者についての議論を取り入れ損ねていた。このように障害者についてほとんどふれられずに開発目標が設定されてしまったという事態に直面し、国際社会の障害者コミュニティが積極的にかかわるかたちで、国連障害者の権利条約が2000年に提案され、その結果として同条約は2006年に総会で採択された（森 2008；長瀬 2008）。SDGsの議論が本格化したのは、その後、この国連障害者の権利条約が2008年に発効したあとである。MDGsで障害の問題を包摂させ損なったという失敗を繰り返さないため、開発途上国における障害者の貧困問題をSDGsの開発目標に組み込むことが期待された。しかし、SDGsは、一見、障害という側面よりは、持続可能性、つまり環境に焦点が当てられた（山形 2015）。したがってジェンダー以外のクロスカutting・イシューも包摂の取り組みが遅れてしまった。最終的にSDGs17主目標のなかに障害は明示的に取り込まれなかった。

障害はSDGsにおける17の主目標のなかには入らなかったが、以下の表序-1に挙げたように、目標の下位目標である169のターゲットのうちの7つにおいて言及されている。このようなかたちで、SDGsの下位目標には、障害が含まれている。これはMDGsとの大きな違いである。

SDGsのターゲットでは、これらのほかにも脆弱な人たちのなかに障害者が含まれること、インクルーシブな教育の対象に障害児も含まれることが明記されており、障害の問題は、17の主目標には明文化されたかたちでは入らなかったものの、脆弱な人たちというくりのなかで女性や高齢者、子ども、先住民といった他のカテゴリー同様重要な構成要素とみなされていることがわかる。このことは、従来の貧困者全般を取り上げた枠組みだけでは、こうした人たちの開発への参加がきちんと保障されてこなかったことへの国際開発分野での反省のうえに立った目標づくりがなされたことを意味する。また、脆弱な人たちをひとくりにして取り上げるだけでなく、障害をはじめとした脆弱な人たちの下位範疇名についてもとくに具体的に上げることで、それらの一つひとつに対する重点的な取り組みを求めているものだといえる。一

表 序-1 SDGs のターゲットにみられる障害への言及

SDGs のターゲット	障害への言及
目標 4：質の高い教育	「すべての人」のなかに障害者も含まれる (4.a) ジェンダー平等のための教育や平等なアクセスは障害者についても必要なこと (4.5)
目標 8：持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長，生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク	障害者も完全で生産的な仕事，まともな仕事につけること (8.5)
目標10：国内および国家間の不平等の是正	障害についても諸国間のあいだでの不平等をなくすること (10.2)
目標11：包摂的，安全，レジリエントかつ持続可能な都市と人間の生活	障害者にもアクセシブルで持続可能な交通手段を提供すること (11.2) ユニバーサルかつ安全で，インクルーシブで，自然に恵まれた公共のスペースへのアクセスをとくに考えるべき人たちのなかに障害者もいること (11.7)
目標17：グローバル・パートナーシップ	社会的・経済的・政治的インクルージョンのためにエンパワーし，これを推進すべき側面のなかに障害を含め，各国との連携において，統計データの整備を行うこと (17.18)

(出所) 筆者作成。

(注) カッコ内はターゲットの番号。

方，もちろん，障害にはその他の脆弱な集団とは異なる側面もあり，開発課題のなかでなかなか焦点とはなりにくかったという面もある（森・山形 2013, 9-16）。

開発途上国の障害者の貧困状況の実態は SDGs のなかの重要なサブ・テーマのひとつである。世界銀行は貧困者の 2～3 割は障害者であると推計しており（Elwan 1999），彼らの問題の解決なくして世界の貧困問題の解決は望めないとした。また障害と貧困の相互の因果関係は DFID（2000）をはじめとして多くの文献で論じられ，検証も進められている。ただ，多くの議論はケース・スタディからの推論に基づくものが多く，SDGs の数値目標につなげられる定量的な実証研究は少ない。

こうした定量的な実証研究のためにも，障害者の貧困状況の実態が把握できるような，統計の整備が重要である。実態がどのようになっているか，彼ら障害者の貧困にはどういった特徴があるか，どういった政策が必要である

のかを、エビデンスに基づいて提言していくために統計は必須である。SDGsでも統計整備の問題は目標17で取り上げられている。

各国の具体的な事例と数少ない生計調査の事例からみえてくる、障害者の貧困の実態と焦点を当てるべきポイントの明確化は、SDGsがめざす「誰一人取り残さない」¹⁾開発のためにも必須である。しかし、アジア各国の政府統計をみても、障害データの整備の状況はいまだ十分ではなく、有効な政策が講じられているとはいえない。

この点に関して、これまでいくつかの研究が行われてきた(Lamichhane and Sawada 2013など)が、とくに森(2008)で提起された障害統計の問題に対し、森編(2010)、森・山形(2013)、Mori, Reyes, and Yamagata(2014)は、実際の政府統計でできることを示し、また政府統計がない場合にどのような統計をつくるべきなのかをモデル的に実施し、得られたデータを元に具体的な分析を行った。森らの一連の開発途上国の障害者の生計と貧困状況の実際の分析からは、次のようなことが明らかになっている。非障害者の貧困比率と比較して障害者の貧困比率はその4倍近くと高くなっている一方、障害者のなかでも障害女性に焦点を当てるならば、障害男性に比して、教育年数が1年以上短く、所得に至っては障害男性の3分の1という、さらに厳しい格差のなかにおかれているという事実である。また、障害児について分析した黒田(2007)や森(2015)は、法的制度の整備も不十分で実際に教育に携わる人材も不足していることを指摘している。貧困家庭の場合には義務教育の学齢期間も子どもを学校に通わせられない状況が、非障害児以上に深刻な問題としてあることも指摘している。

本書では、こうした先行研究をふまえて、障害者のなかでも障害女性が障害男性に比べてより貧困な状況におかれていること、同じように障害者のなかでもさらに脆弱とされる存在に障害児がいるということに焦点を当てて議論を進める。本書の序論となる本章では、この議論への導入として、第1節で、障害女性と障害児について、これまでどのような言説がみられたのかをフィリピンなどの事例で整理する。続く第2節では、国連での障害女性や障

害児についてどのような問題指摘がなされていたのかを整理し、国際的な問題喚起の状況についてまとめる。また同様に国連の枠組みのなかで、障害女性・障害児に関する統計の整備状況を概観する。そして第3節では、本書の構成について紹介する。

第1節 障害女性と障害児

1. 障害女性

前節でも述べたように、先行研究から浮かび上がってきたのは、障害男性と比べたときの途上国障害女性の貧困である。障害女性の貧困の問題について、ここでは、ジェンダー平等のための政策ではアジア随一であるといわれているフィリピンでの事例を用いて少し簡単に整理してみよう。

障害女性の問題には、障害側と女性（ジェンダー）側とふたつのアプローチが可能であり、両アプローチを協働的に作用させることで問題が解決されると考えるのが普通である。フィリピンは、アジアの途上国のなかでは、このふたつの政策的枠組みが整っている国として知られており、フィリピンの事例からは示唆的な事実が得られることが期待されよう。そして森（2017）でも明らかにされたように、現実の政策のなかでは、先に想定されたような両アプローチの協働的な作用は、以下にみるように、必ずしも期待した成果を上げていないのである。

フィリピンでは、政府の障害者支援の枠組みとして、NCDA（全国障害者評議会）が障害問題に関するフィリピン政府内の調整機関として、フィリピン社会福祉・開発省の下に存在している。一方で、ジェンダー対策についても、PCW（フィリピン女性委員会）が大統領府に設けられている。いってみれば、障害と女性、それぞれの問題に対応する政府の制度が完備されていることになる。

フィリピンは、ダボス会議で著名な世界経済フォーラムで2016年に発表された男女格差指数でも、7位であり、日本の101位をはるかに上回る男女格差の少なさを実現している⁽²⁾。つまり、こうしたジェンダー平等に取り組むための政府機関の設置や諸政策により、フィリピンは一般的なジェンダー格差の解消に成功している。では、障害女性と障害男性のあいだの格差は、どうだろうか。同国はアジアでも障害法の整備では、比較的進んだ国である(森 2010)。しかし、障害者支援政策でもジェンダー政策でもアジアのなかで進んでいたはずのフィリピンで、障害男性と障害女性の格差は、他の諸国と比して小さい状況にあるどころか、むしろ他の諸国と変わらず障害者の男女間格差は大きい状況にある。

障害女性については、障害と女性のふたつの差別が重層的に存在している状況に注目した複合差別の問題が近年指摘されるようになった(浅倉 2016)。そして、複数の抑圧要因が単に加法的に起きている状況ではなく、むしろ乗法的に作用しているとされるこの複合差別がフィリピンでも起きていることが明らかになっている。障害女性の貧困状況は、実は、フィリピンに限ったことではなく、多くの途上国に共通している(小林 2017)。こうした複合差別について、当事者からの事例の指摘は出るようになってきているが、それを数量的に裏づけたものはまだほとんどない。

一方、ジェンダー研究で、障害女性の問題はこれまでどのように議論されてきただろうか。実は、これまで「開発と女性」(Women in Development)や「ジェンダーと開発」(Gender and Development)で、女性の開発における役割や概念の検討等がなされてきたが、それらは、残念ながら、障害女性の問題については、ほとんどふれられてこなかったといつてよい。ジェンダーと開発をアカデミックなかたちで取り上げた嚆矢とされる Boserup (1970)においても、女性による農耕の問題が主テーマであり、農業における女性の貢献の重要性を問うたものである。男性が技術や教育へのアクセシビリティを独占することは、女性の生産性を引き下げることにつながり、女性に周縁的な状況をもたらすというのがその議論の骨子である。ボズラップの議論を援用

すると、この女性がおかれている状況は、障害女性については、男性／女性という位置関係がそのまま、非障害者／障害者に置き換えられたかたちで作用することになるであろう。技術やアクセシビリティから疎外された障害女性は、女性のなかのそのまた「女性」ということになる。こうした障害女性という存在について、ボズラップは残念ながらその想像力を拡げて議論していない。

障害女性の問題は、ジェンダーの問題でもあるのに十分な議論がこれまでされてこなかったことがわかった。一方、ジェンダー研究の視点からは、アマルティア・センによるケイパビリティ・アプローチも外せないであろう。たとえば、センはケイパビリティ・アプローチについての議論のなかで、インドの女性のケースを取り上げている。彼らの幸福が個人の厚生を最大化だけではなく家族を第1とする価値観の影響も受けるとして、ジェンダーや性別を意識した観察と厚生を拡大とを分離して考えることの問題点をセンは指摘しているのである (Sen 1990)。こうして個人ではなく家族を基盤とした社会でも普遍性をもつ厚生のあり方を突き詰めることで生まれたのが、センの有名な Functionings (機能) と Capabilities (潜在能力) のふたつの概念である。前者は人々が価値をおき、実施していることであり、後者はそれを行う能力のことである。センは、家計内のジェンダー分業と資源のジェンダー配分において、協力と軋轢とが同時に起きていることも指摘した。すなわち家庭内での女性の交渉力は彼女たちが家庭外で稼得してくる賃金や彼女たちの生産活動への関与によって拡大はするものの、それだけでは女性の行動は説明することができず、社会的な諸規則や因習によって、女性の家庭内での行動が制約を受けていることに注目すべきだということである。つまり、Functionings や Capabilities を制約するものとして社会的な諸規則や因習が作用している場合がある。センの議論の「ジェンダーと開発」へのインパクトは大きく、ヌスバウムはセンのケイパビリティ・アプローチの哲学的な基礎づけを進めた (Nussbaum 2001)。彼らの研究によりケイパビリティ・アプローチは、人間開発研究の中心となり、開発における福祉の指標である国連の人間開発指標として具体化した。

この社会的制約や因習への注目は、障害女性が受けている状況の理解にもつながる。たとえば、結婚対象としての評価や主婦としての女性役割への期待は、まさにこうした社会的制約や因習であり、障害男性と障害女性のあいだの婚姻率の違いや結婚対象の違い、障害の違いと貧困状況との関連を、もっと突き詰めて検証しなければならないということも、センの議論から導き出せる。しかし、障害女性の問題は、これらの先駆的研究のなかで明示的には焦点を当てられてこなかった。障害女性の問題は、「障害と開発」(Disability and Development) において開発の問題として登場したあと、長谷川(2009)、金澤(2011; 2013)、古田(2013)によって、より具体的な貧困や教育の問題として取り上げられるようになっていく。

2. 障害児

障害女性と同様、障害児についても、開発における位置づけや考察の深まりは、まだ十分とはいえない。日本ですら障害児の貧困そのものを扱った論文は管見のかぎりほとんどなく、この分野での先行研究は、次段落で紹介する教育学やリハビリテーションを中心とした議論である。本章では、とくに障害と貧困との関係について分析した先行研究をメインにみておきたい。

障害児と貧困に関連する数少ない研究例として、Fujiura and Yamaki (2000) は、子どもに障害があるということでその後の経済状況にどのような影響があるのかを分析したものである。この米国の統計を用いた研究では、片親の家計に障害児が多いこと、人種や民族といった要素は障害児家計では大きな貧困要因では必ずしもない、といった点などが指摘され、教育が問題の解決に有用であることを論じている。

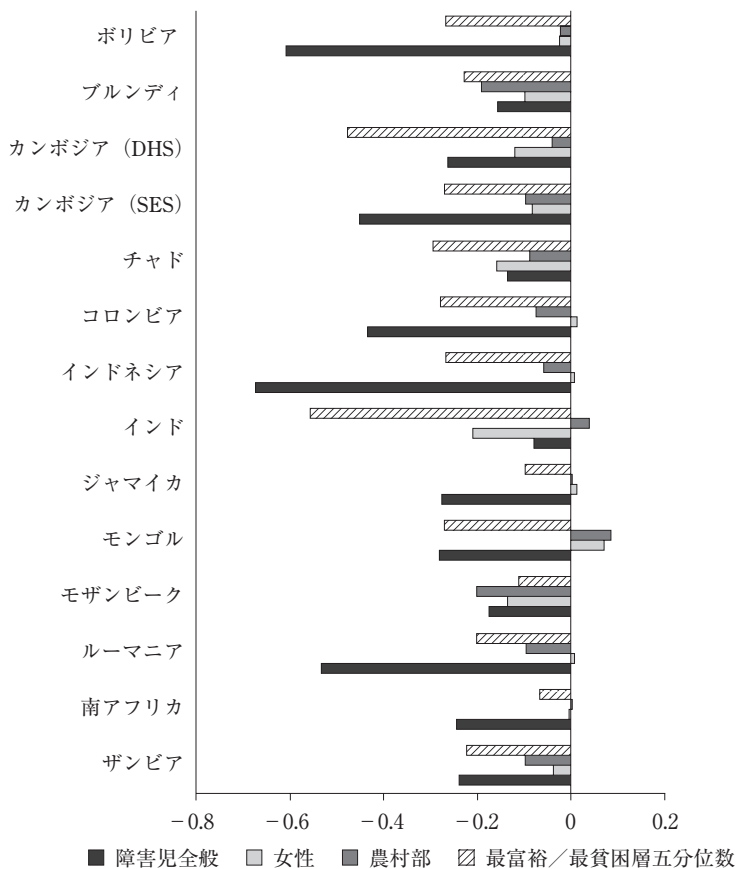
同様に米国データを用いた Park, Turnbull, and Turnbull (2002) は障害児がいることによる家計への影響を分析している。Emerson (2004) は、先進国で貧困が知的障害児の保健に及ぼす影響を分析している。以上は、いずれも先進国のデータを用いた分析である。

途上国の障害児の貧困の問題については、障害者全般の貧困の問題のなかで言及されている程度であり、データを用いた具体的な分析はほとんどなされていない。政策対象として、障害児の貧困問題は取り立てて言及されておらず、障害児についての指摘や研究もほぼ障害児の教育についてのものであるという現状である。これは、彼らの貧困状況の原因は、おもに障害児が学校教育を受けられないからであるというコンセンサスがあることが理由と考えられる。白銀（2016）は教育権の保障という立場から書かれた社会科学系の研究としては数少ない貴重な研究である。同論文は、ベトナムの障害児について障害児の教育に対する権利保障という観点から、同国の1980年憲法と1992年憲法を軸とした教育関連法規にみる障害児への教育に込められた政治的意図を導出しようとしている。それ以外の研究をみると、そのほとんどが教育学やリハビリテーションの立場からの論文である⁽³⁾。

開発論の立場からアプローチした数少ない研究のうち、注目すべきものとしては、Filmer（2008b）がある。これは、障害児教育の状況を多国間で比較したものである。フィルマーは、米国国際援助庁が途上国で広く行っている人口保健調査（Demographic and Health Survey: DHS）、UNICEFの第2回複数指標クラスター調査（MICS2）、英国統計局の総合家計調査（IHS）、世界銀行の生活水準指標調査（LSMS）から得られたデータを用いて子どもたちの学校への入学と就学状況を調査した。注目されている 이슈は、貧困、進学状況、都市と農村の差、孤児かどうかといったもので、これらがジェンダーと絡めて分析されており、そのなかで障害とジェンダーについても分析が行われている。フィルマーが指摘している障害児統計に関する問題のひとつは、各国での障害の定義の違いである。この各国間での障害に関する質問の違いは障害児に限ったことではなく、森編（2010）で議論しているように障害統計全般にかかわる課題である。ただし、そうした制約はあるものの、複数の統計の比較から、フィルマーは、そのような定義の違いは、大きな障害比率の違いという結果をもたらすことはさほどないとしている。

フィルマーの研究結果をもとに、そうした子どもたちの諸特性別に見た学

図 序-1 諸特性別に見た就学欠損状況



(出所) Filmer (2008a, 158).

(注) 就学欠損は、6～17歳（ブルンディのみ6～14歳）で多変数プロビット・モデルで各特性別のダミー変数をとった時の限界効果。

校教育達成度の指標の概観についてまとめたものが図序-1である。図からは、黒塗りの棒グラフで示されている障害要因は、ジェンダー、都市／農村の別、出身家庭の経済状況といった要因と比べ、就学できない状況につながる影響が大きいということがわかる。このことから、フィルマーは子どもたちについて、障害は長期的な貧困をもたらす可能性があるとした。つまり、障害児

は人的資本を十分に獲得できないために、高所得を得られる可能性が低くなるとしている。ここからは、障害児の就学欠損問題の解決は学校に入る時点から早期のうちに対処される必要があるということになる。

つぎに、ここで障害児や障害女性の問題が複合差別と呼ばれる複数の差別の問題の具体的な例であることを思い起こそう。小林（2017）が詳説しているように国連障害者権利条約では、女性障害者の問題にこの複合差別があることを「交差的差別」（Intersectional Discrimination）という言葉で説明している。同様の概念は UNICEF によってもマイノリティの子どもたちについて指摘されてきているが、小林は、女性障害者が直面する交差的差別を、多様な差別の形態であり、多様なアイデンティティの層に基づき複数のかたちの差別が交差して、二重の差別や三重の差別であると描写するだけでは正しく理解できない独特なかたちの差別を生み出すものであると説明している。こうした障害女性や障害児が直面している複合差別の問題を理解するためには、途上国の少女が直面する他の複合差別に関連した実証的論文を通じた理解も大切である。

Lockheed（2008）は、少女であると同時にその他の要因も併せ持つ、つまりそうした複合差別に直面している少女たちの状況の数字を掲げた研究の成果である。ナイジェリア最大の部族の言語ハウサ語を話す少女たちとそれに対するマイノリティ言語となるヨルバ語を話す少女たちを比較し、複合差別の結果、就学率がさらに低くなっていることを示している。スリランカでもマイノリティのタミール族の9～11歳の少女たちは、マジョリティのシンハラ族の少年たちよりも就学率が10%低いという（Arunatilake 2006）。ラオスでは、高地部族（Hill Tribe）の農村部⁴に住む少女たちは、タイ族の都市部に住む少女たちが丸8年学校に行くのに比べると2年短い期間しか学校に通えていない（King and van de Walle 2007）。パキスタンの2001～2002年の調査によれば、15～19歳の子どもについてみると、農村部の少女は都市部の少女たちよりも45ポイント少ない比率でしか学校に通えておらず、少女たちの通学率は同じ農村部の少年と比べても10ポイント低いという（Lloyd, Mete, and Grant

2007)。グアテマラでは、先住民でスペイン語を話さない少女たちのうち、小学校を卒業できる子どもは、同じような先住民の少年たちが45%、スペイン語を話す少女たちが62%なのに対し、わずか26%である (Hallman and Peracca 2007)。スロヴァキア共和国の例だと、マイノリティの少女たちで中学校に通えるのは、非マイノリティの少女たちだと54%なのに対し、わずか9%にすぎない (Lewis and Lockheed 2006)。いずれも、マイノリティという条件のもとにある子どもたちの教育における厳しい状況がうかがえる。Lockheed (2008) は、こうした状況下にある少女たちが、もし教育の機会を得られると、そうではない子どもたち以上の成果を上げるケースも多いことを、ペルーやエクアドル、ラオスでの研究を紹介して示している (Lockheed 2008, 119)。

障害以外のデータとの比較からは、Lamichhane (2015) は障害児教育の収益率が、19.3%から25.6%と非障害児 (10%台) と比べると高くなっていることを示している (Lamichhane 2015, 129)。障害児、なかでも障害女児も現在おかれた複合差別の状況からすると、本来得られるべき高い収益率が実現できていない可能性がある。

第2節 国際的な場面における障害女性と障害児の取り扱いと統計データの問題

1. 障害の国際統計

ここで、障害者のなかでも最も周縁化されている人たちである障害女性や障害児の統計データについて、国連でこれまでどのようなかたちで言及されてきたのかをみてみる⁽⁵⁾。まず、そもそも障害データへの取り組みがどのように始まったのかということを少し整理しておきたい。

障害女性や障害児が抱える問題を統計データで明らかにすることは、国際

的な障害統計整備の面でも他の一般的な開発関連の統計と比べると遅れており、ようやく1980年代に入ってから出てくるようになった。1981年の国際障害者年のあと、国連総会は障害者に関する世界行動計画（WPA）を採択したが、そのなかに障害統計の諸目的と使用についての勧告が明示的に含まれていた。WPAのあとの国連の障害に関する国際的な取り組みとしては、障害者の機会均等化に関する基準規則（The Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities）（1993）⁶が著名であるが、障害統計についての具体的な取り組みが始まるのには、さらに少し時間がかかった。

2003年になってようやく国連統計委員会（UN Statistical Commission）が、国際比較可能な障害についての統計の収集を保障する必要性を強調した。同委員会は、国連統計局（UN Statistics Division）が開発した「人的機能と障害質問」（Human Functioning and Disability Questionnaire）を盛り込んだかたちの国連人口統計年鑑システムによる通常ベースの障害統計の収集を承認している。

こうしたいくつかの段階を経て、ワシントン・グループ（Washington Group）による国際比較可能な障害データ作成のための議論が開始された（詳細は本書第1章参照）。世界保健機関（WHO）が障害についての定義を2001年に改訂し、それまでの障害の医療・個人モデルに基づいた国際障害分類（ICIDH）から、障害の社会モデルを取り入れた「生活機能・障害・健康の国際分類」（国際生活機能分類、ICF）へと改訂する動きがあった。この改訂をどのように設問に反映するかが、ワシントン・グループでの最大のイシューとなった。たとえば「あなたには障害がありますか？」という設問は、ICFに照らすと不適切で、これは医療に関する状況に焦点を当てた設問とみなされた。この設問は、障害とは何かということが文化間でちがうという点を考慮に入れていない設問だからというのがその理由である。旧来行われてきたような医学的な問いに代えて、基礎的な動作の困難や参加の際のバリアといった個人の経験に焦点が当てられた。このように日常動作をベースとした設問の方が、文化間の差異の影響をこうむることがより少ないとして、これらに基づいて拡張版障害統計質問（Extended-Set on Functioning: ESF）と短縮

版障害統計質問（Short Set on Functioning: SSF）が議論されるに至った。

2. 障害女性の統計

障害統計についての関心とその必要性についての理解が進むなか、障害女性の統計については、属性としての男女の別は一般的設問のなかで必ず問われているものの、分析の際に障害女性の抱える問題に焦点を当てた分析が長らくきちんとなされてこなかった。吉田（2016）は、日本の統計に限定された分析であるが、政府統計、民間調査を含めた日本の「障害者ジェンダー統計」⁽⁷⁾の整備／不整備の状況をまとめている。こうした障害の観点を「ジェンダー統計」⁽⁸⁾に加えた統計整備は、障害統計の整備が遅れているなかで、現在、ようやくその必要性が認識されつつある段階にあるといえる。

概念的には、先に述べた障害統計について初めて本格的にふれた国連の障害者に関する世界行動計画（WPA）でも障害女性の問題自体は次のようなかたちで認識されている。

「欠陥や能力不全は、とくに女性に深刻な結果をもたらす。女性が、たとえば、ヘルスケア、教育、職業訓練および雇用についての機会を与えられないために、社会的、文化的、経済的に不利な立場におかれている国がたくさんある。加うるに、彼女らが身体的もしくは精神的に障害者であった場合には、能力不全を克服するチャンスは少なくなり、社会生活に参加することはいよいよ困難になる。家庭においては、障害者になった親の世話をする責任はしばしば女性に任せられ、そのことが彼女らの自由と他の活動に参加する可能性をかなり制限することになっている」（障害者に関する世界行動計画）⁽⁹⁾。

こうした障害女性の問題への関心は、先に障害統計全般のところでも述べたWPAを少し遡る1990年にウィーンで国連社会開発・人道問題センターの女性の進歩部（United Nations Office at Vienna, Centre for Social Development and Humanitarian Affairs, Division for the Advancement of Women）が開催した報告会でも出てきている。これは『障害女性についてのセミナー』⁽¹⁰⁾で、国連経済

社会理事会の求めにより、脆弱な集団に障害女性を含めようとしたものである。このことから、開発過程に障害女性を統合させようという取り組みは、国連のなかでは1990年代から出てきていたことがわかる。

ただ、これを実際の統計のなかで「ジェンダー統計」の考え方に沿ったかたちで明示的に取り扱い、分析して、障害女性に焦点を当てていくという取り組みは、いまだに遅れているといわざるを得ない。

3. 障害児統計をつくる際の問題点

障害児統計については、UNICEFが2013年に『世界子供白書2013』¹¹⁾で初めて、障害児をテーマにまとめたことを特記すべきであろう。同報告書では、障害のある子どもたちが非障害児と比べて、教育や保健など諸資源へのアクセスをどれほど奪われているかについて、多数の実例や数字で示しているが、とくに巻末の統計表が現時点での障害児の統計の国際的な整備状況をよく示している。ただ、保健や学校教育、人口動態についての数字は、ある程度得られているものの、障害児がいる家計の貧困状況や彼らが直面している諸バリア、とくに学校や地域社会での諸バリアなどについての統計はまだない。

前節で紹介したワシントン・グループによる各国で比較可能なセンサスに組み込まれた障害統計をつくるための取り組みでも、障害児についての設問で、次のような問題点が、同グループの議論のなかですでに指摘されてきている。ひとつは、成人と子どもの身体能力の違いが十分に考慮された質問になっていないため、子ども用の質問表が別途必要なこと。ふたつ目に、子どもの発達について親の知識がどれだけあるかで回答が異なってくること。3つ目に文化的な差異の問題があること。最後が家族や社会的な文脈についての考察がまだ不十分であることである。これらの問題に対応した設問のあり方については第1章で議論されている。

その他の障害児の統計についての諸問題は、Robson and Evans (2013) がこれをコンパクトにまとめている。同論文では、現状をまとめながら最後に

9つの勧告を挙げて、障害児統計のあるべき姿について意見を述べている。

第3節 本書の構成

前節までにみてきたような現状と問題意識を念頭において、本書は以下のような構成となっている。各国間での比較可能な障害データの作成には、国連ワシントン・グループが取り組んでいる（森編 2010）。これを受けて本序章に続く第1章では、「障害統計に関する国際規範の形成」と題し、国連を中心とした障害統計の整備に関する規範の形成および障害統計の国際標準をめざすワシントン・グループの取り組みを論じたうえで、実際の開発目標や行動計画における障害指標の取り扱いについて検討している。その結果、国際的に Disaggregation、細分化と呼ばれる障害についての統計をそのなかできちんと可視化するための取り組みが進められているほか、障害者権利条約のような国際的条約履行に向けた政策実施のために障害統計の整備が必須であることについて、国際的な理解が進みつつあることを明らかにしている。このように、障害統計に関する取り組みが進みつつあるなか、統計関連のワシントン・グループの国際協議の場では、障害児用の質問についてモジュールの開発が進んでいる。しかし、障害女性についてはそうしたモジュールの開発が進んでいないなど、障害女性にかかわる統計への取り組みが遅れていることも明らかとなった。

第2章以降は、事例分析である。本書で取り上げるのは、インドネシア、インド、フィリピンの3カ国である。インドとフィリピンは、1990年代というアジアでも早くから障害者法の整備が進んだ国である。この2カ国では、政府統計を含めて障害者数の把握から始まる障害統計の基盤も進んだ。障害女性と障害児という障害者全般に対する政策のなかでも遅れがちな領域で、これまで挙げてきた成果を検証していくという意味でも重要な国々である。一方、必ずしもそうした政策的対応が進んでいなかった国もある。そうした

場合には、統計もないという国がほとんどであるが、例外的に比較的整備が進んでいたことに注目してインドネシアを他の国々との比較のため取り上げた。インドネシアは、とくに障害に関する情報が豊富に入っているデータが個票で得られる国であり、障害についての政策ではまだこれからという側面があるものの、幾多の島々からなる国土に住む障害者について、実情把握の基盤をもつ国である。以下、インドネシア、インド、フィリピン3カ国における障害女性、障害児の実態を政府統計から得られる分析と合わせて現地で指摘されている実態とも比較していく。ただし、必ずしも政府統計は十分に活用できる状態になっているとはいえないことから、現時点でのデータ利用上での制約も含めて論じている。

第2章は、「インドネシアの障害女性と障害児——2010年人口センサスの個票データを用いた分析——」である。インドネシアについては、東方(2010)がすでに障害全般について、政府統計をもとに分析している。同章では、2010年人口センサスならびに2009年社会経済調査の個票データを用いて、障害女性と障害児に特化した分析を行っている。分析から明らかになったのは、年齢が上がるほど男性と比して女性の方が障害者の比率がより高くなっていくということ、障害児の義務教育(小・中学校)課程からの中退率が非障害児と比して軽度障害の場合には12ポイント、重度障害の場合には59ポイントと高いこと、障害女性の教育水準は障害男性よりも低く、世帯ごとの支出水準も低いことである。障害児の義務教育課程からの中退率は、都市部の方が農村部よりも15.2ポイント低く、重度障害児のみを取り上げると、この差はさらに広がり小学校段階からの中退率が62.5ポイントとさらに高いことも示している。したがってインドネシアの障害女性は、重度でさらに農村部にいるほど義務教育中退という深刻な状況に直面していることが明らかになっている。

2カ国目はインドである。第3章、「インドの障害女性と貧困——国勢調査からわかること——」では、インドの障害女性に焦点を当てて分析している。国勢調査で得られるデータの限界、個票の入手困難さといったさまざま

な問題を抱えながらも、障害者に関する2002年全国標本調査（NSS）の個票データも援用しながら、国勢調査にみる障害女性の障害男性との比較を行ったものである。また、集計データを用いて、障害者・障害女性と資産状況等に関する因果関係の探索も行っている。この第3章では、インドの女性の識字率は一般に低い一方で、障害男性62.4%に対し障害女性は44.6%と格差があり、都市部と農村部でも識字率は23.5ポイントの格差があることも示している。障害女性では、教育水準も中等教育修了者比率で同様の一般女性よりも低く、農村部は都市部よりも低いという同様のパターンが観察される。このほか、インドでは住居の有無についてもみているが、興味深いことにインド全体の住居なし比率が0.180%、一般女性では0.124%であるのに対し、障害女性は0.205%と高い状況にあることが見いだされた（ただし、障害男性は0.295%と障害女性よりさらに高い）。就労機会・就労状況については、14歳未満の児童労働を除くと、全体の非就労者の比率は15～59歳が49.5%、60歳以上が71.7%であるのに対し、障害女性はそれぞれ、67.7%、84.1%となっている。また就労期間が3カ月未満、あるいは3～6カ月未満だと男性との差は1ポイント未満であるが、就労期間6カ月以上だと障害女性全体で12.8%と障害男性の36.5%と比べて23.7ポイントも下回っていることが明らかとなり、障害女性にとっては、長期の就労が障害男性と比しても困難な状況にあることがわかる。ただし、一般女性でもやはり同様の男女差に直面していることから（一般女性15.2%、一般男性43.8%）と、ここでの格差は障害によるものなのか、それとも女性であるがゆえなのかを確認する必要もある。また、一般女性の非就労者の多くが家事従事者であるのに対し、障害女性は被扶養者が最も多く、非就労者でもその地位は異なっていることも指摘されている。

第4章は、インドの障害児についてである。「インドの障害児教育——教育普及になおも取り残される子どもたち——」と題されたこの章では、インドにおける障害児、とくに義務教育年齢に相当する障害児の教育普遍化に向けて、どのような経済、社会的な特徴が就学状況と関係しているのかを検証している。インドでは、近年、障害児を含むすべての子どもに地域の公立校

で学習することを保障する2009年無償義務教育に関する子どもの権利法(The Right of Children to Free and Compulsory Education Act, 2009) という法律が制定された。障害児もこうした法制度から恩恵を受けられているのか、またインドのカースト制と障害とが重複した場合に障害児の状況はどのようなものか、といった点に注目して、障害児の貧困状況の実態と制度との関連について分析している。分析の結果、障害女児は障害男児よりも3.8ポイント就学確率が高いこと、そしてこの背景には、高位カースト層でみられるように、教育による女児の結婚市場での価値づけという動機がある推察されるとしている。また先天性障害のある女児では、そうでない児童よりも3.0ポイント学校への登録確率が下がること(男児だと2.3ポイント)がわかっており、低カーストだとさらにこの確率が下がっていることを確認している。一方、家庭でほかに障害児がいると学校登録にはプラスに作用することも指摘している。これらから、障害児については、低カーストであること自体は就学には不利ではないものの、それに加えて、女児であること、低所得であること、先天性の障害をもつことのいずれかが加わると就学に不利となるという複合差別についても示唆的な分析となっている。

最後の第5章は、フィリピンについての分析である。「フィリピンの障害女性・障害児の教育についての実証分析」と題されたこの章では、森編(2010)や森・山形(2013)の先行研究から得られた障害女性と障害児の貧困状況を教育からみることを課題としている。障害女性と障害児にとって利用できるリソースが少なく、社会的なネガティブな圧力も大きいとされるフィリピン南部にて、教育状況に焦点を当てた家計調査を行い、その調査結果を分析している。過去のルソン島の農村部と都市部での調査との比較や教育格差の分析のほか、女性であるという要因のあいだでの計量的な分析にも取り組んでいる。第5章での分析の結果として、フィリピン南部のセブでの就学状況はフィリピン北部のルソン島の農村部の就学状況と似通っていること、就労はできているものの、非熟練労働を中心とした農業が中心となっていることを指摘している。さらに障害および女性という複合差別のふたつの側面

のどちらがより就学年数に影響しているのかを分析した結果からは、女性であるということにより教育年数が（男性よりも）高まる、という関係が、障害女性の場合には確認できておらず、むしろ逆に障害があるという要因と合わさった場合ネガティブな要因として作用していることを見いだしている。

なお本書では、伝統的障害と呼ばれる障害種別のうち、視覚や聴覚以外のいわゆる車いすを利用している人たちや切断者などの四肢にかかわる障害について、身体障害（インドネシア）と肢体不自由（フィリピン）、移動性障害（インド）という用語を同義で用いている。これらの用語が各国で慣習的に異なっているため、それらを尊重し、無理な統一を行わなかった点について補足して説明しておきたい。

おわりに

冒頭にも述べたようにMDGsの8つの目標のなかから漏れていた障害は、国際的なコンセンサスを背景に、ポストMDGsである持続可能な開発目標（SDGs）において、解決すべき最重要課題のひとつとして組み込まれることとなった。これによって、各国がSDGsに基づく開発戦略を策定するなかに障害を包摂させる際には、各国が障害統計の整備を進めることが重要課題となった。しかし現実的には、ようやく一部の国でセンサスのなかに障害項目が入るようになってきたという段階にある。また、障害統計がつけられるようになった国でも障害の発生率の統計をつくる段階にとどまっているものが多い。SDGsの指標による評価の対象になり得る障害者の貧困状況の詳細な分析はいまだにほぼ手つかずの課題であるといつてよい。

それでも、これまで行われてきた先駆的な研究から、障害者の貧困では、障害児と障害女性の問題が大きいことがわかってきている。障害児については、2012年度と2013年度にアジア経済研究所で実施された「開発途上国の障害者教育——教育法制と就学実態——」の研究会¹²⁾、障害女性については、

2014年度と2015年度にかけて実施された「開発途上国の女性障害者」の研究会¹³⁾での成果が、障害児と障害女性に焦点を当てた研究の代表的なものである。しかし、これらも法制的専門家を中心とした定性的な研究であり、実際の障害児や女性のデータの定量的な研究はまだ進んでいない。本書は、すでにそうしたデータが整備されつつある国のデータを用いる、あるいは、開発の観点からの障害女性や障害児についてのデータをモデル的に作成することで、こうしたポスト MDGs のあとに出てくる問題に先駆的に答えていこうというものであった。

本章での分析により、障害女性は全般に障害男性よりも非識字の状況のなかにあり、その背景として就学状況が悪いこと、そしてそうした状況は都市部よりも農村部でより深刻なことを各国のデータで示すことができた。しかし、その一方で、たとえばインドでは住居については一般女性よりも障害女性の方が確保できていること、またフィリピンでは女性であることは一般的には教育年数を上げることに作用しているが、障害女性では逆に作用していることなど、各国ごとの細かい違いも浮き彫りになっている。障害児についても、重度であるほど就学状況が悪くなるのがインドネシアとインドで共通していることなどがわかった。一方、インドの場合には低カーストと高カーストで障害女児を学校にあげるかどうかの動機の強さが異なることなど興味深い違いも見いだすことができた。

以上の分析により、障害女性や障害児のおかれた状況の深刻さを数字で示すことができた。また質的な分析のなかで指摘されていた性差と障害の有無のもたらす影響の大きさといった、彼らのおかれている状況を数字によって明確に示すデータが得られた。政策的にも貧困削減をよりきめ細かく行うための基盤も提供できたといえよう。

本書での分析が、これまで障害女性や障害児の貧困状況が質的に言及されてきていたのに対し、数量的また統計的なエビデンスに基づいたものとして、障害児や障害女性の実態把握にさらに貢献することを期待したい。そして、あとに続く研究をさらに促す動機となることを期待するものである。

[注] _____

- (1) 日本国外務省ウェブページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol134/index.html>) にもこの記載がある。
- (2) 「男女平等指数, 日本101位 なぜ順位が少し上がったの?」ハフィントン・ポスト紙, 2015年11月30日付け (http://www.huffingtonpost.jp/2015/11/19/global-gender-equality-_n_8606846.html, 2016/01/26 ダウンロード)。
- (3) このような教育・リハビリテーション関係の論文では, たとえば, 渡辺 (2010) は, スリランカのインクルーシブ教育の実践事例の報告であり, 古田の一連の研究 (古田 2013; 古田・吉野 1998: 1999; 古田・姜・李 2003; 吉池・古田 2002) も障害児教育の立場から同国の障害児早期教育について紹介・議論したものである。
- (4) 本書では, Rural に相当する日本語として農村部という訳語を用いる。もちろん, これは農村のみではなく, 漁村等も含まれ, 都市部以外の地域を指す。本書第3章では, そのことを強調するためにとくに郡部ということばを用いているが, 意味は同じである。
- (5) 国連が国際比較可能な障害統計として用意している国連統計局の障害統計データベース (the Disability Statistics Database: DISTAT) の最新版は現在, DISTAT2と呼ばれる第2版の公開準備が進められているが, いまだに公開に至っていないため, 含まれるデータの種類や参加国数もわかっていない (UN 1990)。
- (6) 同標準規則の全文については, 以下のサイトからダウンロードできる (<http://www.un.org/disabilities/documents/gadocs/standardrules.doc>, 2017/02/14 ダウンロード)。また日本語訳については, 日本障害者リハビリテーション協会のサイトに長瀬修訳として (<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/intl/standard/standard.html>, 2017/02/14 ダウンロード) が, 総理府障害者対策推進本部担当室の仮訳が, (<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/515.pdf>, 2017/02/14 ダウンロード) として存在する。
- (7) 吉田 (2016) は, 吉田 (2014) によりながら「単に障害の種別, 程度別に加えて男女間の区分があるというだけではなく, 障害のある男性と女性の実態把握, とりわけ複合的な差別の状態におかれている女性障害者の障壁および問題点を見据えた政策のために不可欠なものであることを認識して作成された統計」という意味で, 「障害者ジェンダー統計」という言い方を用いている。
- (8) ジェンダー統計については, 天野 (2004) がこれをよくまとめている。
- (9) 原文は, 国連サイト (<https://www.un.org/development/desa/disabilities/implementation-of-the-world-programme-of-action-concerning-disabled-persons-towards-a-society-for-all-in-the-twenty-first-century-ares5282.html>, 2016/11/01

- ダウンロード) をみよ。日本語訳 (<http://naga-jinken.c.ooco.jp/shiryo1/syogaikodou.htm>, 2016/11/01 ダウンロード) は、長崎人権研究所によるもの。
- (10) セミナー報告書については、(<http://www.un.org/esa/socdev/enable/women/wwdsem0.htm>, 2017/01/06 ダウンロード) を参照。
- (11) 同報告書の日本語版は、UNICEF のサイト (<https://www.unicef.or.jp/library/sowc/2013.html>, 2017/02/01 ダウンロード) から入手可能である。
- (12) 同研究会の最終成果は、小林 (2015) として刊行されている。
- (13) 同研究会の最終成果は、小林 (2017) として刊行されている。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 浅倉むつ子編 2016. 『ジェンダー法研究 第3号 特集：複合差別とジェンダー』 信山社.
- 天野晴子 2004. 「ジェンダー統計に関する調査研究」『国立女性教育会館研究紀要』 8, 8月 81-91.
- 石川准・長瀬修編 1999. 『障害学への招待——社会, 文化, ディスアビリティ——』 明石書店.
- 金澤真美 2011. 「国際開発援助からみた女性障害者——障害者権利条約における女性障害者の主流化が開発援助にあてる意義と課題——」『Core Ethics』 Vol. 7 63-73.
- 2013. 「バングラデシュの初等教育におけるジェンダー格差は解消されたのか——障害児の教育へのアクセスの現状と政府統計との乖離——」『Core Ethics』 Vol. 9 59-69.
- 菊池馨実・中川純・川島聡編 2015. 『障害法』 成文堂.
- 黒田一雄 2007. 「障害児とEFA——インクルーシブ教育の課題と可能性——」『国際教育協力論集』 10 (2) 10月 29-39.
- 小林昌之編 2015. 『アジアの障害者教育法制——インクルーシブ教育実現の課題——』 アジア経済研究所.
- 2017. 『アジア諸国の女性障害者と複合差別——人権確立の観点から——』 アジア経済研究所.
- 白銀研五 2016. 「ベトナムにおける障害児への教育をめぐる政治的意図——関連法規での権利保障のあらわれ方に着目して——」『京都大学大学院教育学研究科紀要』 62 3月 253-265.
- 杉野昭博 2007. 『障害学——理論形成と射程——』 東京大学出版会.
- 長瀬修 2008. 「障害者の権利条約における障害と開発・国際協力」 森壮也編『障害

- と開発——途上国の障害当事者と社会——』アジア経済研究所 97-138.
- 長谷川涼子 2009. 「『障害と開発』における女性障害者のエンパワメント——アジア太平洋障害者センタープロジェクトの事例から——」『横浜国際社会科学研究』13 (4/5) 1月 15-30.
- 東方孝之 2010. 「インドネシアの障害者の生計——教育が貧困削減に果たす役割——」森壮也編『途上国障害者の貧困削減——かれらはどう生計を営んでいるのか——』岩波書店 89-117.
- 古田弘子 2013. 「障害のある女子の教育とジェンダーに関する文献的考察——女子の比率過小とキャリア開発に焦点をあてて——」『熊本大学教育学部紀要』62 12月 153-157.
- 古田弘子・吉野公喜 1998. 「スリ・ランカにおける私立慈善施設としての聾学校の特質——1980年以降教育省により導入された総合教育との関連で——」『心身障害学研究』22 3月 29-39.
- 1999. 「スリ・ランカにおける障害児早期教育の展開——『先進諸国モデル』と『スリ・ランカモデル』に着目して——」『心身障害学研究』23 3月 187-196.
- 古田弘子・姜昌旭・李在旭 2003. 「発展途上国の障害児教育支援に大学が果たす役割——韓国、江南大学校のネパール支援を例に——」『熊本大学教育学部紀要, 人文科学』(52) 11月 75-80.
- 森壮也 2008. 「『障害と開発』とは何か？」森壮也編『障害と開発——途上国の障害当事者と社会——』アジア経済研究所 3-38.
- 2010. 「障害者差別と当事者運動——フィリピンを事例に——」小林昌之編『アジア諸国の障害者法——法的権利の確立と課題——』アジア経済研究所 183-206.
- 2015. 「フィリピンにおける障害者教育法」小林昌之編『アジアの障害者教育法制——インクルーシブ教育実現の課題——』アジア経済研究所 111-144.
- 2017. 「フィリピンにおける『ジェンダーと障害』」小林昌之編『アジア諸国の女性障害者と複合差別——人権確立の観点から——』アジア経済研究所 137-167.
- 森壮也編 2008. 『障害と開発——途上国の障害当事者と社会——』アジア経済研究所.
- 2010. 『途上国障害者の貧困削減——かれらはどう生計を営んでいるのか——』岩波書店.
- 森壮也・山形辰史 2013. 『障害と開発の実証分析——社会モデルの観点から——』勁草書房.
- 山形辰史 2015. 「MDGsを超えてSDGsへ——国際開発の行方——」『アジ研ワー

ルド・トレンド』(232) 2月20-25.

吉田仁美 2014.「障害者ジェンダー統計への注目」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』16 3月43-50.

—— 2016.「障害者ジェンダー統計——日本の現状と課題——」『ジェンダー法研究』(3) 12月181-189.

吉池望・古田弘子 2002.「発展途上国の障害児教育への日本の援助——青年海外協力隊活動に焦点を当てて——」『発達障害研究』24 (3) 11月316-325.

渡辺実 2010.「スリランカのインクルーシブ教育の実践——特別支援学級の実践事例から考える——」『花園大学社会福祉学部研究紀要』(18) 3月81-90.

< 英語文献 >

Arunatilake, N. 2006. “Education Participation in Sri Lanka- Why all are not in School,” *International Journal of Educational Research* 45 (3): 137-152.

Boserup, E. 1970. “Male and Female Farming Systems,” In *Woman’s Role in Economic Development*, edited by E. Boserup, London: Allen and Unwin, 3-24.

DFID (Department for international Development) 2000. *Disability, Poverty and Development*, London: DFID.

Elwan, Ann 1999. *Poverty and Disability: A Survey of the Literature*, SP Discussion Paper (21315) Washington D.C.: World Bank.

Emerson, E. 2004. “Poverty and Children with Intellectual Disabilities in the World’s Richer Countries,” *Journal of Intellectual & Developmental Disability* 29 (4), 319-338.

Filmer, D. 2008a. “Disability, Poverty, and Schooling in Developing Countries: Results from 14 Household Surveys,” *The World Bank Economic Review*, 22 (1) January: 141-163 (http://siteresources.worldbank.org/DISABILITY/Resources/280658-1239044853210/5995073-1246917324202/Disability_Poverty_and_Schooling_in_Developing_Countries.pdf, 2016/01/29 ダウンロード).

—— 2008b. “Inequalities in Education: Effects of Gender, Poverty, Orphanhood, and Disability,” In *Girls’ Education in the 21st Century: Gender Equality, Empowerment, and Economic Growth*, edited by M. Tembon, and L. Fort, Washington D. C.: World Bank 95-113.

Fujiura, G. T., and K. Yamaki 2000. “Trends in Demography of Childhood Poverty and Disability,” *Exceptional Children* 66 (2) January: 187-199.

Hallman, K., and S. Peracca 2007. “Indigenous Girls in Guatemala: Poverty and Location,” In *Exclusion, Gender and Education: Case Studies from the Developing World*, edited by M. Lewis, and M. Lockheed, Washington, D.C.: Center for Global Development, 145-176.

- King, E. M., and D. van de Walle 2007. "Girls in Lao PDR: Ethnic Affiliation, Poverty, and Location," In *Exclusion, Gender and Education: Case Studies from the Developing World*, edited by M. A. Lewis, and M. E. Lockheed, Washington, D.C.: Center for Global Development, 31-70.
- Lamichhane, Kamal 2015. *Disability, Education and Employment in Developing Countries: From Charity to Investment*, Delhi: Cambridge University Press.
- Lamichhane Kamal, and Yasuyuki Sawada 2013. Disability and Returns to Education in a Developing Country, *Economics of Education Review* 37 December: 85-94.
- Lewis, M. A., and M. E. Lockheed 2006. *Inexcusable Absence: Why 60 Million Girls Still Aren't in School and What to Do about It*, Washington, D.C.: Center for Global Development.
- Lloyd, C., C. Mete, and M. Grant 2007. "Rural Girls in Pakistan: Constraints of Policy and Culture," In *Exclusion, Gender and Education: Case Studies from the Developing World*, edited by M. A. Lewis, and M. E. Lockheed, Washington, DC: Center for Global Development, 99-118.
- Lockheed, M. E. 2008. "The Double Disadvantage of Gender and Social Exclusion in Education," In *Girls' Education in the 21st Century : Gender Equality, Empowerment, and Economic Growth*, edited by M. Tembon, and L. Fort, Washington D.C. : World Bank, 115-126.
- Mori, S., C. M. Reyes, and T. Yamagata 2014. *Poverty Reduction of the Disabled: Livelihood of Persons with Disabilities in the Philippines*, Routledge.
- Nussbaum, M.C. 2001. *Women and Human Development: The Capabilities Approach*, Cambridge: Cambridge University Press (池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳『女性と人間開発——潜在能力アプローチ——』岩波書店 2005年).
- Park, Jiyeon, Ann P. Turnbull, and H. Rutherford Turnbull 2002. Impacts of Poverty on Quality of Life in Families of Children with Disabilities, *Exceptional Children* 68 (2) January: 151-170.
- Robson, Colin, and Peter Evans 2013. Educating Children with Disabilities in Developing Countries: The Role of Data Sets, Huddersfield: OECD (<http://siteresources.worldbank.org/DISABILITY/Resources/280658-1172610312075/EducatingChildRobson.pdf>, 2017/01/08 ダウンロード).
- Sen, A. 1990. "Gender and Cooperative Conflicts," In *Persistent Inequalities: Women and World Development*, edited by I. Tinker, Oxford: Oxford University Press, 123-149.
- UN (United Nations) 1990. Disability Statistics Compendium, New York: UN, Department of International Economic and Social Affairs Statistical Office.